

## ■ ワンストップ特例を申請する皆さまへ ■

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体（自治体）に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先から5団体（自治体）以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる制度です。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体（自治体）に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類の提出をお願いいたします。

### 【ご注意】確定申告をする方や6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請する方等は特例が適用されません

※ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした
- ・6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請した
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにも関わらず変更の届出がされていない

\*ワンストップ特例を申請した後で申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体（自治体）に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方がふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには **確定申告においてふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。**

#### ◆ワンストップ特例の申請に必要な書類

○ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）

○個人番号カード及び申請者本人を確認できる書類

次の表を参照し、申請書と一緒に郵送してください。

|           | 個人番号カードを持っている人 | 通知カードを持っている人                                                                                                                                                                                                                        | 個人番号カード・通知カードがどちらもない人 |
|-----------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 個人番号確認の書類 | 個人番号カードの裏面のコピー | 通知カードのコピー                                                                                                                                                                                                                           | 個人番号が記載された住民票のコピー     |
| 本人確認の書類   | 個人番号カードの表面のコピー | 下記いずれかの身分証コピー <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> ※写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーする。 |                       |

※ 個人番号通知カードについては、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しない場合は個人番号（マイナンバー）を証明する書類として利用できませんのでご注意ください。

#### ◆ワンストップ特例申請書送付先について

ワンストップ特例制度の申請を希望される方は、申請書に必要な事項をご記入いただき、必要書類を添付して寄附先自治体へ郵送により提出をお願いいたします。（押印は不要です。）

◎提出期限 **翌年1月10日（必着）**